



発行 東京都

目次

8

規程（交）

- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………

規程（交）

●交通局規程第十六号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「認印又は」を削る。

第十五条中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、同条の様式を削る。

第二十六条第二項中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、同項の様式を削る。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

第十條第一項中「認印又は」を削り、同條第二項中「した場合は、その訂正箇所」に相当の認印または証印を押さなければならぬ」を「する場合は、次の各号に定めるところとする」に改め、同項に次の二号を加える。

一 発行者が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、その訂正箇所に職印を押さなければならない。

二 旅客が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、その訂正箇所に二重線を引かなければならない。

第三十五条第二項第一号中「発行者または使用者が」を削り、同項第二号中「記入事項」を「旅客が記入事項」に、「相当の認印のない」を「二重線を引いていない」に改める。

第四十一条第五項の様式中「~~認印~~」を「訂正箇所に二重線を引いていないもの」に改め、「その他の記入

事項については」の次に「訂正箇所」を加える。

第四十二条の第三項第二号の様式裏中「~~認印~~」を「二重線を引いていない」に改める。

第四十四条第四項の様式中「~~認印~~」を削り、「~~認印~~」を「上」に改める。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

第十二條第一項中「認め印又は」を削り、同條第二項中「した場合は、その訂正箇所に相当の認め印又は証印を押さなければならない」を「する場合は、次の各号に定めるところとする」に改め、同項に次の二号を加える。

一 発行者が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、その訂正箇所に職印を押さなければならない。

二 旅客が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、その訂正箇所に二重線を引かなければならない。

第二十一条第二項第一号中「発行者又は使用者が」を削り、同項第二号中「記入事項」を「旅客が記入事項」に、「相当の認め印がない」を「二重線を引いていない」に改

める。

第二十三条第二項中「身体障害者手帳」の下に「又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第二十四条の二中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第二十八条第一項中「身体障害者手帳」の下に「又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第二十九条の二第一項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第三十三条第一項中「身体障害者手帳」の下に「又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第三十四条の二中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第七十九条中「身体障害者手帳を提示して」を「身体障害者手帳又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示して」に改める。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

